

Q 特別支援学級（知的障害）における各教科等の教育課程とは？

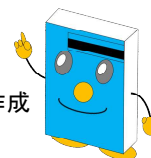
A 小学校，中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については，特に必要がある場合は，(略)**特別の教育課程**によることができる。

（学校教育法施行規則 第138条）

○ 特別支援学級における**特別の教育課程**

児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，**各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたり**するなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

（小学校学習指導要領 平成29年3月告示 第1章第4の2(1)イ(イ) 及び
中学校学習指導要領 平成29年3月告示 第1章第4の2(1)イ(イ)を基に作成



○ 特別支援学級（知的障害）の教育課程の編成例

	自立活動のみを取り入れる場合	各教科の目標を下学年の目標に替える場合	特別支援学校(知的障害)の各教科の目標に替える場合	各教科等を合わせた指導を取り入れる場合
各教科	○	○	○	全部又は一部を合わせることができる
道徳科	○	○	○	
特別活動	○	○	○	
外国語活動 ／外国語	○	○	必要がある場合	
自立活動	○	○	○	
総合的な 学習の時間	○	○	○	